

給 電 基 準

1994年 1月 1日（ 制 定 ）
2023年 9月 1日（第16回改正）

電 力 シ ス テ ム 部

（C－東北電力NW）

制定・改正履歴

改正(制定)年月日	主な改正理由および改正内容	備考
1994. 1. 1 (制定)	会社規程の全面見直しに伴い「給電規程」を「給電基準」として制定。	
2000. 3. 21 (第1回改正)	<ul style="list-style-type: none"> 改正電気事業法施行に伴い、特定規模電気事業者への給電指令に関する事項を追加。 2000年3月組織整備(発電業務運営体制見直し)に伴い、会津制御所を会津技術センター制御所に変更。 	
2002. 3. 1 (第2回改正)	2002年3月組織整備(発電業務運営体制見直し)に伴い給電指令業務を行う制御所(給電)を追加。	
2002. 8. 1 (第3回改正)	2002年8月組織整備(送電業務運営体制見直し)に伴い技術センター送電課を追加。	
2005. 4. 1 (第4回改正)	<p>電力系統利用協議会ルールの内容を踏まえた見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 「§2 定義」に当社、他社の定義を追加。 「§3 適用範囲」を追加し、当基準の適用範囲を明確化。 他社関係の記載見直し。 	
2006. 3. 1 (第5回改正)	2006年3月組織整備(発電業務運営体制見直し)による二次系統の給電指令業務移管終了に伴い、「制御所(給電)」の記載を削除し、「制御所」に統一。	
2007. 3. 1 (第6回改正)	2007年3月組織整備(系統運用体制見直し)に伴い、系統給電指令所を追加。	
2008. 3. 1 (第7回改正)	<p>2008年3月組織整備(系統運用体制見直し)による給電指令所統合終了に伴う見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 給電指令所の記載削除。 「§7 給電指令業務と分担」に統括業務を追加 	
2015. 4. 1 (第8回改正)	<ul style="list-style-type: none"> 電力系統利用協議会ルール失効および電力広域的運営推進機関業務規程、送配電等業務指針整定に伴う見直し。 設備変更を踏まえた太陽電池発電所の追加。 	
2017. 7. 1 (第9回改正)	<p>2017年7月組織整備(法的分離に向けた組織体制変更)に伴い組織名称を変更。</p> <ul style="list-style-type: none"> 技術センター(発電電)を技術センター変電課および発電技術センターに変更 	
2018. 7. 1 (第10回改正)	<p>2018年7月組織整備(法的分離に向けた組織体制変更)に伴い組織名称を変更。</p> <ul style="list-style-type: none"> 技術センターを電力センターに変更他 <p>2018年3月制御所統合に伴う、制御所・電力センター制御所記載の読替反映。</p>	
2019. 1. 1 (第11回改正)	<p>送配電カンパニー業務総点検を踏まえ、業務実態と整合他</p> <ul style="list-style-type: none"> 「§4 給電指令業務」の他社に関する給電指令業務の運用から、電力需給契約書・電力受給契約書を削除 「§6 給電指令の適用と発受」の統制事項を明確な表現に修正 	
2019. 7. 1 (第12回改正)	<p>2019年7月組織整備(法的分離に向けた組織体制変更)および保安規程業務の分掌移管に伴う見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 水力運用センター発足に伴い給電指令系統を変更。 基準分類番号を変更。 	
2020. 4. 1 (第13回改正)	<p>2020年3月組織整備(制御所統合完了、水力発電所移管完了)</p> <p>2020年4月送配電部門分社化(法的分離に伴う組織体制変更)に伴う見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 分社化に伴い給電指令系統を変更。 分掌業務を変更 	

制定・改正履歴

改正(制定)年月日	主な改正理由および改正内容	備考
2021. 3. 1 (第14回改正)	2021年3月組織整備(系統給電指令所発足(宮城, 青森統合)に伴う見直し	
2021. 7. 1 (第15回改正)	2021年7月組織整備(系統給電指令所統合(新潟統合)に伴う見直し	
2023. 9. 1 (第16回改正)	行為規制遵守に関する取扱いの追記他	

目 次

§ 1 目的	
1. 目的	1
§ 2 定義	
1. 定義	1
§ 3 適用範囲	
1. 適用範囲	2
§ 4 給電指令業務	
1. 給電指令業務の基本方針	2
2. 給電指令業務の遂行	2
3. 他社関係	2
§ 5 給電指令系統と給電指令の伝達	
1. 給電指令系統	3
2. 給電指令の伝達	3
§ 6 給電指令の適用と発受令	
1. 給電指令の適用	4
2. 給電指令の遵守	4
3. 給電指令の発受令	4
§ 7 給電指令業務と分担	
1. 給電指令業務と分担	5
2. 統括業務	5
3. 給電指令による業務	6
4. 給電指令機関のうち制御所および佐渡電力センター発変電課が行う管轄系統の操作	6
5. 電気主任技術者と給電指令業務	6
§ 8 非常事態時の執務	
1. 非常事態時の執務	6

給電基準

§1 目的

1. 目的

この基準は、給電指令業務の遂行に必要な基本事項について定める。

§2 定義

1. 定義

この基準における各個所および用語の定義は次による。

(1) 当社

東北電力ネットワーク株式会社をいう。

(2) 他社

当社電力システムを利用する当社以外の事業者をいう。

(3) 電力センター（送電）

電力センター送電課および地中送電工事課をいう。

(4) 発電電所

発電所、変電所、開閉所および開閉塔をいう。

(5) 電力系統

発電電所および負荷とこれらを結ぶ電線路からなり、発電電力を負荷に送る電力設備網をいう。ただし本基準では、特に定める場合を除き、次の設備は含めない。

・発電電所の所内用変圧器、配電用変圧器の二次側機器および配電線

(6) 給電指令機関

中央給電指令所、系統給電指令所、制御所および佐渡電力センター発電電課をいう。

(7) 給電指令

人身の安全、設備の保全、電力システムの安定性等を確保し、電力品質を維持するため、電力システムの運用に関する業務を実施するにあたって、給電指令機関より系統利用者に対して発せられる、電力設備の運転（操作または停止を含む。）、電力設備の作業中止その他必要な事項に関する指令をいう。（電力設備の運転等に用いる計算機、自動復旧装置等により自動的に電力設備の運転等を実施する場合を含む。）

(8) 給電指令業務

電力システムの総合運用に必要な給電指令、報告およびこれらに直接関連する業務をいう。

(9) 制御所代行運用

制御所監視制御システムの故障や非常事態等により監視・制御が不能となった場合、あらかじめ指定された制御所が被災した制御所の業務を代行することをいう。

(10) 管轄系統

各給電指令機関が給電指令業務を担当する電力システムをいう。

(11) 自動給電装置

有効電力調整指令や電圧調整指令など、給電指令機関から制御装置を介して直接制御する装置をいう。

§ 3 適用範囲

1. 適用範囲

この基準は、当社電力系統における給電指令業務に適用する。

§ 4 給電指令業務

1. 給電指令業務の基本方針

給電指令業務の遂行にあたっては、常時良質の電力を供給することに努め、電力系統を安定かつ経済的、広域的に運用するとともに、事故発生の際はすみやかに復旧をはかる。

2. 給電指令業務の遂行

給電指令機関および関係個所は、相互に協力して系統構成・操作、需給調整、電圧・潮流調整、事故の未然防止、事故時の処置など、電力系統の総合運用を行う。

なお、給電指令業務を円滑に推進するため、電力系統の主要設備を給電指令対象設備に指定する。

3. 他社関係

他社の設備についての給電指令業務の運用は、この基準に基づくが、詳細は別に協議・締結された給電協定書、給電申告書およびそれらの付帯事項による。

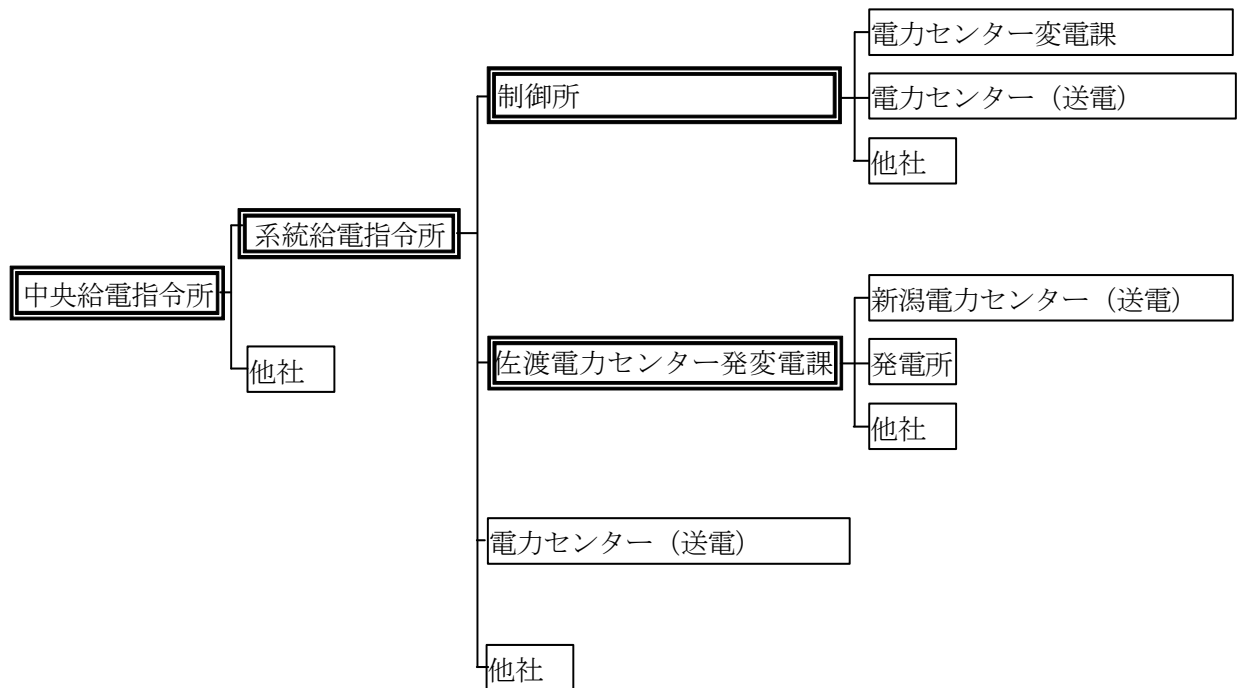
4. 行為規制

給電指令業務の遂行にあたり、「一般送配電業務に係る行動規範(規程)」に従い、託送供給等業務に関して知り得た情報の取扱い、送配電等業務に係る差別的取扱いについて留意すること。

§ 5 給電指令系統と給電指令の伝達

1. 給電指令系統

給電指令系統は次図のとおりとする。



- (注) ・ は、給電指令機関を表す。
・ 他社には、東北電力の発電所および東北電力の水力運用センターを含む。

2. 給電指令の伝達

給電指令は、定められた給電指令系統にしたがって伝達する。

§ 6 給電指令の適用と発受

1. 給電指令の適用

発電所相互に関連する電力系統の総合運用に必要な発電所主要機器の運転、停止および電線路の運転、停止ならびに電力需給調整は、給電指令によって行う。ただし、次の場合はこの限りではない。

- (1) 非常災害の発生または発生のおそれのあるときに備え、あらかじめその処置について定められている場合。
- (2) 緊急に処置しなければ重大な事態になる場合。

2. 給電指令の遵守

給電指令は、正確、明瞭、迅速を旨とし、受令者は、保安上その他正当な理由なくその内容を改変し、またはその実行を遅延させてはならない。ただし、人身安全や設備保安上または設備の運転状況などから問題を生じる懸念がある場合には理由を付して給電指令の中止もしくは変更を要請することができる。

3. 給電指令の発受令

- (1) 電話または口頭による給電指令の発受令は、原則として給電指令機関の当直責任者間、または給電指令機関の当直責任者と発電所(佐渡電力センター管内に限る)の当直責任者、ならびに電力センター変電課、電力センター(送電)および他社の責任者との間で行う。
ただし、これにより難しい場合は、事前に代行者を定めて給電指令の発受令にあたることことができる。なお、制御所および佐渡電力センター発電課の当直内で管轄系統(二次系統)の系統運用に関わる給電指令は当直責任者または副当直責任者と当直員との間で行う。
- (2) 給電指令の発受令にあたっては対話者相互に氏名を明らかにし、発令者は指令の目的、操作を具体的に明示し、受令者はこれを了解した後操作を行い、終了後直ちにその結果を発令者に報告する。
発受令者は、受令または報告内容を復唱し確認する。ただし、発電機の出力調整や電圧調整については、給電指令による操作の報告を省略することができる。
- (3) 給電指令の発受令にあたっては、その目的内容等を相互に記録し、発受令の責任を明らかにしておく。

§7 給電指令業務と分担

1. 給電指令業務と分担

(1) 中央給電指令所の給電指令業務

- ・給電指令業務の統括
- ・電力系統の経済運用
- ・電力系統の監視
- ・需給予想の作成
- ・調整力に係わる発電方針の作成および発電調整
- ・周波数調整
- ・潮流調整
- ・広域運営に伴う融通電力の受給
- ・系統異常現象および系統事故の未然防止
- ・緊急を要する場合の発電調整および需要抑制
- ・系統事故の復旧操作
- ・系統事故記録の取りまとめおよびその報告
- ・電力設備の作業停止日時の調整および決定
- ・系統保護装置の運用
- ・自動給電装置の運用
- ・気象状況の把握およびその連絡
- ・諸記録の作成およびその報告
- ・需給・系統運用に関する諸基準および給電申合書の作成
- ・託送に伴う計画管理
- ・同時同量の監視
- ・その他給電指令業務遂行上必要な事項

(2) 系統給電指令所の給電指令業務

- ・中央給電指令所の統括のもとに、管轄系統における(1)に準ずる業務
- ・制御所および佐渡電力センター発変電課における二次系系統運用の統括
- ・電圧および無効電力の調整

(3) 制御所、佐渡電力センター発変電課の給電指令業務

- ・系統給電指令所の統括のもとに、管轄系統における(1)、(2)に準ずる業務

2. 統括業務

給電指令系統に基づき、上位給電指令機関が下位給電指令機関に対して実施する下記などの業務をいう。

- (1) 基準類の運用管理における指揮監督
- (2) 系統運用計画の作成・実施における指揮監督
- (3) 作業停止計画の作成・実施における指揮監督
- (4) 需給・系統運用上の方針を指令する大綱指令の発令

3. 給電指令による業務

制御所, 電力センター変電課, 電力センター(送電), 佐渡電力センター発変電課, 発電所(佐渡電力センター管内に限る)および他社が給電指令により行う業務

- ・ 電力系統の開閉装置の操作, 主要機器の運転, 停止および出力調整
- ・ 系統保護装置の整定, 操作
- ・ 自動給電装置の運転
- ・ 潮流調整に伴う操作
- ・ 電圧および無効電力調整に伴う操作
- ・ 系統異常現象および系統事故の未然防止措置
- ・ 運転記録の報告
- ・ 甲種接地のつけ, はずし
- ・ 需要抑制に伴う操作および監視
- ・ その他給電指令業務遂行上必要な事項

4. 給電指令機関のうち制御所および佐渡電力センター発変電課が行う管轄系統の操作

平常時および事故時に, 給電指令機関のうち制御所および佐渡電力センター発変電課が行う管轄系統の操作は, 「系統運用基準」に定める。

5. 電気主任技術者と給電指令業務

中央給電指令所は, 給電指令業務について必要に応じ系統給電指令所を通じて, また, 系統給電指令所は, 給電指令業務について必要に応じ, 各支社の電気主任技術者の意見を求める。

§ 8 非常事態時の執務

1. 非常事態時の執務

給電指令機関は, 天災地変その他非常事態が発生した場合にも, 電力系統の安定確保に努め, 必要に応じて適宜所員を派遣して連絡または給電指令業務を行う。